

泉パークタウン住宅開発事業（第6期）

1 全般的事項

宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討した結果、当該事業が良好な自然環境において実施されることから、地域の健全な生態系の維持と生物多様性の保全に留意するとともに、特に緑地の整備においては、現在の環境を活かすように努める等、自然との調和に十分配慮すること。また、事業が長期間にわたって行われることから事後調査を適切に実施すること。なお、事後調査において新たな事実が判明した場合や、工事中、周辺環境が著しく変化して保全対策が十分な効果をあげ得ないことが判明した場合には、専門家の指導を受ける等して、環境保全対策の見直しを行うこと。

2 公害の防止に係るもの

- (1) 将来の予測交通量に伴う騒音や大気の影響について、用途地区や緩衝緑地帯の幅等を踏まえて予測地点を見直し、再度予測及び評価を行うこと。なお、再度予測及び評価を行うに当たっては、特に周辺計画の影響や、交通量の機関分担率、環境保全目標の設定方法を再検討すること。また、開発区域に隣接する公共施設（根白石中学校等）に配慮し、施工時期の検討等、騒音等の軽減に努めること。
- (2) 開発区域及び周辺区域において、NO_x（窒素酸化物）が増えつつあるとの報告があることを踏まえ、幹線道路沿いでNO_x（二酸化窒素）とNO（一酸化窒素）の測定を行い影響を把握するとともに、工事中における周辺への影響をより軽減するため、建設機械の台数を見直す等、NO_x等の発生を減らすよう努めること。また、工事中、隣接住宅地への粉じんによる影響を軽減するため、具体的な対策を検討すること。
- (3) 工事期間中、降雨による濁水が河川に流出した場合、その流量によっては河床が洗掘されることが予想されるため、造成工事中の放流先河川のSS濃度はかりでなく、現況調査において確認されている他の有害物質についても把握し、必要に応じ保全対策を講じること。また、開発後の雨水等の流出をより低減するため、雨水浸透型側溝や雨水浸透枳などの設置を検討すること。
- (4) 開発地域の地形特性等から、開発後、特に冬季において開発区域の東側に強風帯ができることが懸念されるため、十分な予測・評価及び工事中必要な調査を行うとともに、必要に応じ保全対策を講じること。

3 自然環境の保全に係るもの

- (1) 動植物の保全対策として、貴重種等を周辺地域へ移植するとしているが、開発区域内にもできる限り緑地等を確保し、動植物の保全対策を行うこと。特に緑地や調整池等水域の生息・生育環境の回復に努め、開発区域内の緑地や街路、公園などにおいて、水辺やコナラ林、自然草地等のビオトープを創出するとともに、保全対策の内容を具体的に記述すること。
- (2) 「移動能力があるが造成工事時に一時的な影響が考えられる種」をあらかじめ決めた上で、直接的な個体数の減少にはならないと予測しているが、影響は一時的なものとする根拠が明確でないことから、移動能力のある種について再度予測・評価を行うこと。
- (3) 計画地の北部に位置する荒砥沢堤にトウホクサンショウウオ等水生動物の貴重種等を移植するとしているが、事前に荒砥沢堤及びその周辺湿地の水生生物相等の調査を十分行うとともに、より具体的な移植計画を作成すること。
- (4) 移植する植物について事後調査を行うとしているが、貴重な種・群落に対して予測・評価を行って保全対策を講じることとした事項すべてについて、対象とすること。
- (5) 計画区域の近傍で営巣が確認されたオオタカの事後調査については、十分に生息環境の変化の把握に努め、本事業に伴う影響等が確認された場合には、専門家の指導を受けるとともに、必要な保全対策を講じること。
- (6) ニホンツキノワグマの生息に配慮した造成工事の進め方を検討すること。また、住宅地内へのグマの出没が予想されることから住民への啓蒙を含め十分な対策を講じること。

4 その他

- (1) 開発区域北端の高所に設置される配水池（配水タンク）の形態や色彩について、自然丘陵地景観との調和に十分配慮すること。
- (2) 工事期間中、常時周辺の森林の状況や開発区域の切土・盛土法面等斜面の地盤変状等の把握に努め、当該環境影響評価で予期しなかった影響が生じた場合は、必要な対策が適切に行われるよう監視等の体制の整備を図ること。